

## 8

## 社会福祉・援護

## 社会福祉の実施体制

## 概要

## 社会福祉の実施体制の概要



## 社会福祉法人

### 概 要

### 社会福祉法人の概要

社会福祉法人とは、社会福祉法第2条に定められている社会福祉事業（第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業）を行うことを目的として、社会福祉法の規定により設立される法人である。

社会福祉法人制度は、社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人に比べてその設立運営に厳格な規制が加えられている。

社会福祉法人の設立等の認可は、厚生労働大臣（事業が2以上の都道府県にわたり、かつ、全国組織として設立される法人等）若しくは地方厚生局長（事業が2以上の都道府県にわたるものうち厚生労働大臣が所管するもの以外）、都道府県知事または指定都市長若しくは中核市長が行う。

#### 第1種社会福祉事業

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行う施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設
- ・授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業

#### 第2種社会福祉事業

- ・生計困難者に対して日常生活必需品・金銭を与える事業
- ・生計困難者生活相談事業
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業
- ・児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター
- ・児童福祉増進相談事業
- ・母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業
- ・母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設
- ・老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター（日帰り介護施設）、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
- ・障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
- ・身体障害者更生相談事業
- ・知的障害者更生相談事業
- ・生計困難者に無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所等を利用する事業
- ・生計困難者に無料または低額な料金で診療を行う事業
- ・生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
- ・隣保事業
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・各社会福祉事業に関する連絡
- ・各社会福祉事業に関する助成

**社会福祉法人設立の要件**

社会福祉法人を設立するに当たっては、主に以下の要件を満たす必要がある。

(以下、平成12年「社会福祉法人の認可について（局長通知）」等より主要部分を抜粋)

**1. 組 織**

社会福祉法人の役員は、6名以上の理事及び2名以上の監事で構成等すること。理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者及び法人の経営する施設の施設長を参加させること。

また、関係行政庁の職員や、実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当ではなく、親族等の特殊な関係にある者の選任についても制限されている。

なお、次に掲げる事業のみを行う法人を除いて、評議員会を設置すること。

①都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

②保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）

③介護保険事業

**2. 資 産**

基本財産として、社会福祉事業を行うために必要な土地、建物等の資産を用意すること。

運用財産として、法人設立時に年間事業費の12分の1以上（一部介護保険法等に係る事業を主とする法人は12分の2以上が望ましい。）に相当する額を、現金、預金等で準備すること。

**3. 事 業**

前ページに掲げる社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

公益事業とは、公益を目的とする事業で社会福祉事業以外の事業（社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められない。）をいい、具体的には居宅介護支援事業、介護老人保健施設、有料老人ホームを経営する事業等であること。

収益事業とは、その収益を法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるために行われる事業で、法人所有の不動産を活用して行う貸ビル、駐車場売店の経営等であること。

公益事業及び収益事業は、ともに本来事業である社会福祉事業に対し従たる地位にあること。また、その用に供する財産は、基本財産、運用財産とは明確に分離して管理すること。

**4. 情報開示**

毎年5月末までに事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書を作成し、6月末までに上記書類を含んだ社会福祉法人現況報告書を所轄庁へ届けなければならない。

そして、上記書類と監事監査意見書を各事務所に備えておき、正当な理由がある場合を除いて、これらを外部の閲覧に供しなければならない。

また、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当である。

**5. 設立の相談**

設立の際は、各都道府県、指定都市、中核市の社会福祉法人担当部局に相談すること。

**6. その他****施設長の資格**

社会福祉施設の施設長は、厚生労働省令及び旧厚生省令、昭和47年「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（局長通知）」に規定する適格者でなければならない。

**社会福祉法人数の推移**

(各年とも3月31日現在の数)

年 次	1980年 (昭和55)	85 (60)	90 (平成2)	95 (7)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)
厚生労働大臣所管	9,471	11,672	118	127	138	144	146	151	164
都道府県知事等所管	—	—	13,305	14,705	16,596	17,002	17,560	18,150	18,613
年 次	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)	10 (22)	11 (23)	12 (24)	13 (25)
厚生労働大臣所管	181	195	222	242	285	308	330	364	403
都道府県知事等所管	18,630	18,258	18,412	18,537	18,625	18,674	18,727	19,246	19,418

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(注) 1. 昭和62年4月以前はすべて厚生労働大臣所管

2. 年次11(23)は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

## 社会福祉協議会

### 概 要

### 社会福祉協議会の概要

#### 1 社会福祉協議会の概要（2013（平成25）年4月1日現在）

- ・全国社会福祉協議会 1か所
- ・都道府県・指定都市社会福祉協議会 67か所
- ・市区町村社会福祉協議会 1,852か所

資料：全国社会福祉協議会調べ

#### 2 市区町村社会福祉協議会の主な事業例 2013（平成24）年度実績

（数字は各事業を実施している市区町村社協の割合：%）

計画	地域福祉活動計画の策定	52.7
相談 ※1	総合相談（対象を限定しないあらゆる相談）事業	87.2
貸付	生活福祉資金貸付 法外援助資金貸付・給付	96.8 61.4
小地域活動 ※2	地域福祉推進基礎組織 小地域ネットワーク活動	49.9 66.9
住民参加・ボランティア ※3	ボランティアセンター機能 ふれあい・いきいきサロンの設置 社協運営型住民参加型在宅福祉サービス (食事サービス・移送サービス・家事援助サービス等)	95.7 89.6 24.2
在宅福祉サービス	訪問介護事業	72.0
	通所介護事業 訪問入浴介護事業	49.3 25.1
自立支援給付	居宅介護（ホームヘルプ）事業	67.5
	重度訪問介護（ホームヘルプサービス）事業 行動援護事業	55.5 16.7
福祉サービス利用援助 ※4	日常生活自立支援事業	48.7
成年後見 ※5	法人後見事業	14.0
当事者（家族）の会 の組織化・運営援助	身体障害児者（家族）の会	63.2
	知的障害児者（家族）の会	54.4
	精神障害児者（家族）の会	28.6
	認知症高齢者（家族）の会	17.6
	ひとり暮らし高齢者の会	13.7
	ひとり親（母子）家庭の会	37.8
	ひとり親（父子）家庭の会	6.2
団体事務	共同募金支会または分会	92.3
	老人クラブ連合会	49.9
子ども・子育て家庭支援	ファミリーサポート事業	15.0
	学童保育（放課後児童健全育成事業）	14.6
	こども会・こどもクラブの組織化・運営支援	14.3
	児童館・児童センターの運営	10.5
その他	小規模作業所等の運営	4.5
	移動支援事業（地域生活支援事業）	37.9
	高齢者、障害者等を対象にした悪質商法防止のための活動	26.6
	食事サービス	59.3
	移送サービス	47.7

（注）※ 1. 総合相談事業を実施している社協のうち、33.4%が窓口業務として毎日実施している。

※ 2. 小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動）とは、日常生活圏域（地区社協、小・中学校区、自治会・町内会等）において、地域の要援護者やそのおそれのある人々に対して、近隣住民やボランティア（福祉協力員、福祉委員等）、民生委員・児童委員、老人クラブ等が一定の継続性や組織性をもって行う見守りや支援活動を指す。活動対象者（世帯）は、ひとり暮らし高齢者世帯を中心に全体で1,966,725件であり、対人口比でみると、2.22%をカバーしていることになり、活動の担い手（住民、ボランティア、福祉協力員・福祉委員等。民生委員・児童委員は除く。）の合計は、40万7,736人となっている。

※ 3. ふれあい・いきいきサロンは、60,294か所で実施している。

※ 4. 日常生活自立支援事業は、都道府県・指定都市社協を実施主体とし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる社協（基幹的社協）等に委託する形で行われる。ここでの数字は、本事業の委託を受けている市区町村社協の全体に占める割合を表しており、実際は、基幹的社協が本事業の委託を受けていない複数の市区町村社協を担当エリアとしているため、全国域をカバーしている。

また、その実利用者は年々増加傾向にあり、平成24年度末で40,708人が利用している。

※ 5. 受任体制のある市区町村社協の全体に占める割合。平成24年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域における総合的な権利擁護体制の構築に関する調査研究」に基づく。

資料：全国社会福祉協議会調べ。

## 社会福祉施設

### 概要

### 社会福祉施設の概要

社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。

社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。

### 社会福祉施設分類別施設数、定員数

分類	施設数	利用者定員
総数	(か所) 91,682	(人) 3,314,459
①経営主体分類		
公営	19,265	973,326
私営	72,417	2,341,133
②年齢別分類		
成人施設	59,554	1,149,909
児童施設	32,128	2,164,550

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（平成23年10月1日現在）及び「介護サービス施設・事業所調査」（平成23年10月1日現在）

(注) 調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けている。  
平成23年は東日本大震災の影響により、宮城県・福島県の一部の地域については、調査を見合せた。

### 社会福祉施設の整備、運営のための費用負担

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方公共団体の補助金のほか、特別地方債や独立行政法人福祉医療機構からの融資並びに公営競技の益金の一部等、公費及び民間の補助制度並びに自己負担部分についての貸付金制度等により賄われている。

社会福祉施設の建物の整備に要する費用に対する国庫補助に伴う費用負担関係は、原則、次表のとおりとなっている。

費用負担者 設置主体	国	都道府県 (指定都市、中核市を含む)	市町村	社会福祉法人等
社会福祉法人等	$\frac{50}{100}$	$\frac{25}{100}$	—	$\frac{25}{100}$

(注) 平成17年度より、高齢者関連施設等及び児童関連施設の整備については、従来の社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金から、それぞれ地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金に再編された。

平成20年度の整備方針においては、①入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等の木材利用の積極的活用を図るもの、②アスベストの除去等の整備を図るもの、③施設の耐震化の促進等を図るもの等に対して、優先的に整備を進めることとしている。

また、社会福祉施設の運営のための費用（措置費）は、施設へ入所（利用）または入所（利用）委託の措置をとった者が、次のとおり負担することとなっている。

なお、入所施設の場合は、入所者またはその扶養義務者に負担能力のある場合には、その能力に応じて費用の全部または一部を徴収することとなっている。

## 詳細データ①

## 施設の種類別施設数と定員の推移

(各年10月1日現在)

施設の種類	数	施設数			定員		
		2009(平成21)年	2010(平成22)年	2011(平成23)年	2009(平成21)年	2010(平成22)年	2011(平成23)年
総数	96,218	89,277	91,682	3,316,437	3,255,206	3,314,459	
保育所	299	297	294	20,679	20,463	20,239	
更医療提宿	186	188	184	17,146	17,286	16,885	
医療施設	20	19	21	1,921	1,832	1,911	
更医療施設	60	60	58	...	...	...	
医療施設	21	20	20	685	645	623	
更医療施設	12	10	11	927	700	820	
老人養護施設	47,137	43,792	46,380	668,860	653,971	689,059	
特養施設	932	909	893	64,194	62,307	60,752	
別養施設	882	861	847	61,350	59,533	58,083	
軽費施設	50	48	46	2,844	2,774	2,669	
軽費施設	6,126	5,978	6,403	420,899	410,965	439,276	
軽費施設	2,050	1,964	2,001	86,049	83,845	85,220	
軽費施設	217	218	208	12,765	12,835	12,232	
軽費施設	29	28	24	1,363	1,285	1,090	
老老扶助施設	1,804	1,718	1,769	71,921	69,725	71,898	
老老扶助施設	2,013	1,985	1,933	•	•	•	
老老扶助施設	243	236	222	•	•	•	
老人デイサービス	1,390	1,363	1,306	•	•	•	
老人デイサービス	380	386	405	•	•	•	
老人介護施設	25,375	25,860	27,635	•	•	•	
老人介護施設	7,215	7,096	7,515	97,718	96,854	103,811	
老人介護施設	3,426	•	•	•	•	•	
障害者施設	3,334	3,764	4,263	88,211	114,509	141,048	
地域活動支援セントラム	751	1,204	1,661	45,204	69,832	94,405	
福祉	2,432	2,410	2,446	41,174	42,759	44,702	
福祉	151	150	156	1,833	1,918	1,941	
旧肢体障害者福祉法による身体障害者更生援助施設	715	498	286	30,838	20,731	11,768	
肢体不自由者更生施設	40	31	15	2,141	1,715	844	
視覚障害者更生施設	4	1	1	244	90	90	
聴覚障害者更生施設	2	1	1	60	30	30	
内耳障害者更生施設	5	3	2	371	262	202	
身体障害者療護施設	292	190	106	15,833	10,062	5,834	
身体障害者入所授産施設	116	82	44	6,072	4,023	1,965	
身体障害者通所授産施設	156	122	78	3,956	3,016	1,856	
身体障害者小規模通所授産施設	87	57	31	1,560	1,032	542	
身体障害者福祉工場	13	11	8	601	501	405	
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	2,567	2,001	1,127	119,402	90,782	50,617	
知的障害者入所更生施設	987	733	397	62,743	45,830	24,883	
知的障害者通所更生施設	299	238	133	10,187	7,791	4,231	
知的障害者通所授産施設	150	134	94	8,994	8,160	5,596	
知的障害者小規模通所授産施設	927	753	424	33,085	25,820	14,106	
知的障害者勤労寮	93	57	20	1,648	963	323	
知的障害者福祉工場	93	73	54	2,236	1,793	1,333	
知的障害者福祉工場	18	13	5	509	375	145	
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設	635	504	366	13,257	10,475	7,572	
精神障害者生活訓練施設	217	195	162	4,442	4,008	3,285	
精神障害者福祉会一ム	103	94	82	2,081	1,888	1,636	
精神障害者福祉会一ム(B型)	103	94	82	2,081	1,888	1,636	
精神障害者福祉会一ム(入所)	16	13	10	431	344	254	
精神障害者福祉会一ム(通所)	136	111	66	3,147	2,488	1,504	
精神障害者小規模通所授産施設	156	89	44	2,968	1,689	834	
精神障害者福祉工場	7	2	2	188	58	59	
身体障害者社会参加支援施設	351	337	318	440	360	360	
身体障害者福祉センター(A型)	201	182	165	•	•	•	
身体障害者福祉センター(B型)	35	32	33	•	•	•	
身体障害者更生施設	166	150	132	•	•	•	
装具製作施設	6	5	5	440	360	360	
導犬訓練施設	17	18	17	•	•	•	
字書版施設	10	11	11	•	•	•	
点字出版施設	71	73	73	•	•	•	
聴覚障害者情報提供施設	11	12	11	•	•	•	
聴覚障害者情報提供施設	35	36	36	•	•	•	
婦人保護施設	48	47	45	1,380	1,363	1,275	

施設の種類	施設数			定員		
	2009(平成21)年	2010(平成22)年	2011(平成23)年	2009(平成21)年	2010(平成22)年	2011(平成23)年
児童福祉施設	32,353	31,623	31,599	2,157,086	2,114,718	2,144,248
助産施設	415	413	403	...	...	...
母子生活支援施設 <sup>5)</sup>	123	125	127	3,744	3,778	3,823
児童養護施設	259	262	259	5,197	5,409	5,240
自閉症児施設	22,250	21,681	21,751	2,073,744	2,033,292	2,059,667
知的障害児施設	563	582	578	33,484	34,215	33,782
ろう児施設	239	224	225	10,232	9,446	9,461
聴覚障害児施設	7	5	7	283	218	283
肢体不自由児施設	253	230	256	9,276	8,317	9,541
精神障害児施設	10	9	9	193	183	183
うつ病児施設	10	10	10	193	213	214
難病児施設	25	23	23	854	788	788
肢体不自由児施設	56	56	59	4,029	3,694	3,684
精神不自由児施設	99	83	97	3,705	3,070	3,620
情緒障害児施設	6	6	6	260	310	260
心身障害児施設	118	116	133	11,843	11,456	13,289
精神障害児施設	31	37	37	1,469	1,709	1,704
児童自立支援施設	55	58	58	3,777	4,029	3,949
児童家庭支援施設	67	75	79	•	•	•
小児型セントラル型	4,360	4,345	4,318	•	•	•
大児型セントラル型	2,602	2,594	2,568	•	•	•
大児型セントラル型	1,632	1,616	1,625	•	•	•
児童の遊び場	19	19	18	•	•	•
児童の遊び場	4	4	4	•	•	•
児童の遊び場	1	1	1	•	•	•
児童の遊び場	102	111	102	•	•	•
児童の遊び場	3,407	3,283	3,164	•	•	•
母子子育休母子休育	62	63	60	•	•	•
母子子育休母子休育	59	59	56	•	•	•
その他社会福祉施設等	3	4	4	•	•	•
授産所提供一課	8,717	6,351	6,944	216,284	227,834	248,273
盲人料低額保	72	67	69	2,381	2,171	2,251
無縫へき地域老人	182	213	281	6,910	7,593	9,206
人保健康福	19	20	17	380	400	340
料低額保健康福	264	283	325	•	•	•
無縫へき地地域老人	985	1,026	1,024	•	•	•
人保健康福	44	32	59	•	•	•
料低額保健康福	608	566	529	23,368	21,698	20,302
無縫へき地地域老人	365	•	•	•	•	•
人保健康福	2,585	•	•	•	•	•
料低額保健康福	28	•	•	•	•	•
人保健康福	3,565	4,144	4,640	183,245	195,972	216,174

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」、「介護サービス施設・事業所調査」

(注) 1. 調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けていたため、年次比較は行わない。

なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2. 「介護サービス施設・事業所調査」において、地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。

3. 「介護サービス施設・事業所調査」において、認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。

4. 「介護サービス施設・事業所調査」において、短期入所生活介護事業所として把握した数値である。

5. 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。

6. 統計項目のあり得ない場合は、「・」としている。

7. 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合は、「…」としている。

8. 平成23年は東日本大震災の影響により、宮城県・福島県の一部の地域については、調査を見合せた。

**詳細データ② 社会福祉施設の措置費（運営費）負担割合**

施設種別	措置権者（※1）	入所先施設の区分	措置費支弁者（※1）	費用負担			
				国	都道府県指定都市中核市	市	町村
保護施設	知事・指定都市長・中核市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県・指定都市・中核市	3/4	1/4	—	—
	市長（※2）		市	3/4	—	1/4	—
老人福祉施設	市町村長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	市町村	—	—	10/10 (※4)	
婦人保護施設	知事	都道府県立施設 市町村立施設	都道府県	5/10	5/10	—	—
児童福祉施設（※3）	知事・指定都市長・児童相談所設置市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	1/2	1/2	—	—
母子生活支援施設 助産施設	市長（※2）	都道府県立施設	都道府県	1/2	1/2	—	—
		市町村立施設 私設施設	市	1/2	1/4	1/4	—
	知事・指定都市長・中核市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県・指定都市・中核市	1/2	1/2	—	—
保育所	市町村長	私設施設	市町村	1/2	1/4	1/4	
	指定都市市長・中核市市長		指定都市・中核市	1/2	1/2	—	—
身体障害者社会参加支援施設（※5）	知事・指定都市市長・中核市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県・指定都市・中核市	5/10	5/10	—	—
	市町村長		市町村	5/10	—	5/10	

- (注) ※1. 母子生活支援施設、助産施設及び保育所は、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、従来の措置（行政処分）がそれぞれ母子保護の実施、助産の実施及び保育の実施（公法上の利用契約関係）に改められた。
- ※2. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者及び費用負担は町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
- ※3. 小規模住居型児童養育事業所（以下、「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業所（以下、「自立援助ホーム」という。）を含み、保育所、母子生活支援施設、助産施設を除いた児童福祉施設。
- ※4. 老人福祉施設については、平成17年度より養護老人ホーム等保護費負担金が廃止・税源移譲されたことに伴い、措置費の費用負担は全て市町村（指定都市、中核市含む）において行っている。
- ※5. 改正前の身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更正援護施設」は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より「身体障害者社会参加支援施設」となった。

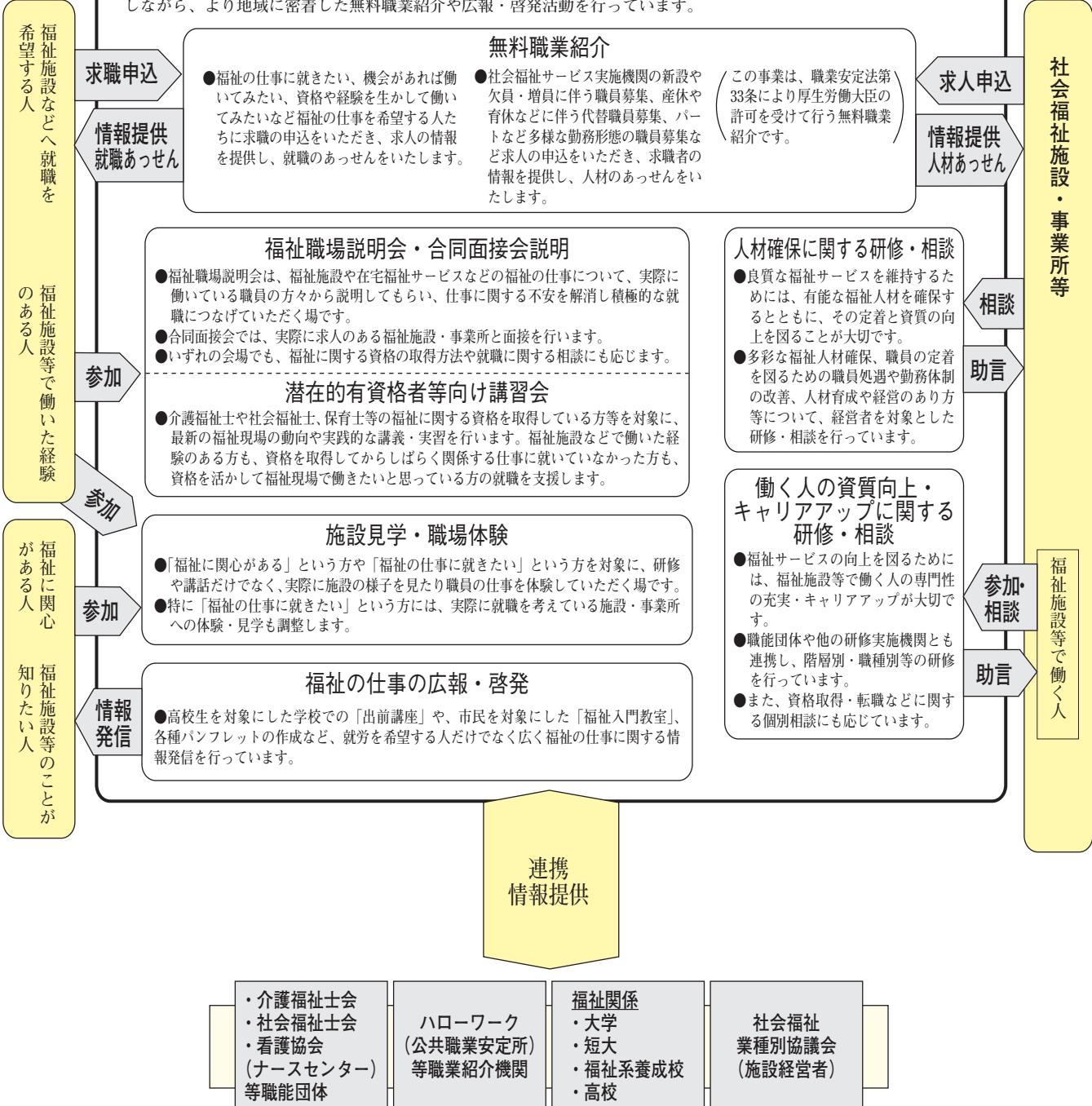
## 福祉に携わる人材

### 概要

### 福祉に携わる人材確保の体系図

#### 福祉人材センター・福祉人材バンク（※）

- 福祉人材センターは各都道府県社会福祉協議会に設置されています。
- 福祉人材バンクは福祉人材センターの支所として一部の市社会福祉協議会に設置されています。福祉人材センターと連携しながら、より地域に密着した無料職業紹介や広報・啓発活動を行っています。



## 詳細データ

## 施設の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

平成23年10月1日現在

	総 数	保護施設 1)	老人福祉 施設 2)	障害者 支援 施設等 3)	身体障害者 更生援護 施設 3)	知的 障害者 援護施設 3)	精神障害者 社会復帰 施設 3)	身体障害者 社会参加 支援施設 4)	婦人 保護施設 5)	児童福祉 施設 (保育所を 除く) 1)	保育所	母子福祉 施設	その他の 社会福祉 施設等 1)
	従事者数(人)												
総 数	769,777	6,232	40,446	71,572	5,857	20,975	2,134	2,758	364	76,326	447,013	251	95,850
施設長	37,973	217	3,036	3,020	233	957	340	211	27	4,195	21,274	26	4,437
サービス管理責任者	3,174	…	…	2,795	55	298	26	…	…	…	…	…	…
生活指導・支援員等 5)	72,892	765	4,311	37,510	685	11,236	754	256	127	13,080	…	3	4,167
職業・作業指導員	8,522	119	117	2,868	652	3,432	262	118	19	404	…	7	526
セラピスト	5,027	7	80	664	111	12	25	78	8	3,326	…	—	717
理学療法士	1,670	3	23	308	57	3	—	29	—	1,057	…	—	190
作業療法士	1,225	1	11	215	37	5	25	20	—	804	…	—	107
その他の療法員	2,132	3	47	141	18	4	—	29	8	1,465	…	—	420
心理・職能判定員	68	…	…	46	9	4	9	…	…	…	…	…	…
医師	2,716	24	157	250	30	87	29	7	4	1,030	1,033	—	64
保健師・助産師・看護師	31,498	402	2,472	3,211	415	603	33	66	24	9,856	5,852	1	8,563
精神保健福祉士	1,400	40	8	873	3	20	435	5	—	…	…	…	15
保育士	351,530	…	…	…	…	…	…	…	…	15,265	334,907	6	1,352
児童生活支援員	609	…	…	…	…	…	…	…	…	609	…	—	…
児童厚生員	10,197	…	…	…	…	…	…	…	…	10,197	…	—	…
母子指導員	608	…	…	…	…	…	…	…	…	608	…	—	…
介護職員	88,152	3,131	15,291	9,746	2,518	193	3	130	6	…	…	…	57,135
栄養士	14,789	200	1,947	1,464	128	506	5	6	16	1,286	8,238	—	992
調理員	66,445	631	5,084	3,629	329	1,545	24	23	58	4,368	44,691	10	6,054
事務員	28,170	438	4,422	3,578	346	1,477	134	605	35	3,770	8,147	92	5,129
その他の職員	46,009	258	3,522	1,920	343	607	55	1,254	40	8,333	22,871	107	6,701

資料：平成23年社会福祉施設等調査

- (注) 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、児童遊園、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。
- 2) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
- 3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の施設である。
- 4) 身体障害者福祉法による社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター（A型）」「身体障害者福祉センター（B型）」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。
- 5) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれるが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 6) 従事者数は調査対象となっている施設のうち、調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。
- 7) 平成23年は東日本大震災の影響により、宮城県・福島県の一部の地域については、調査を見合せた。

## 社会福祉士及び介護福祉士

### 概要

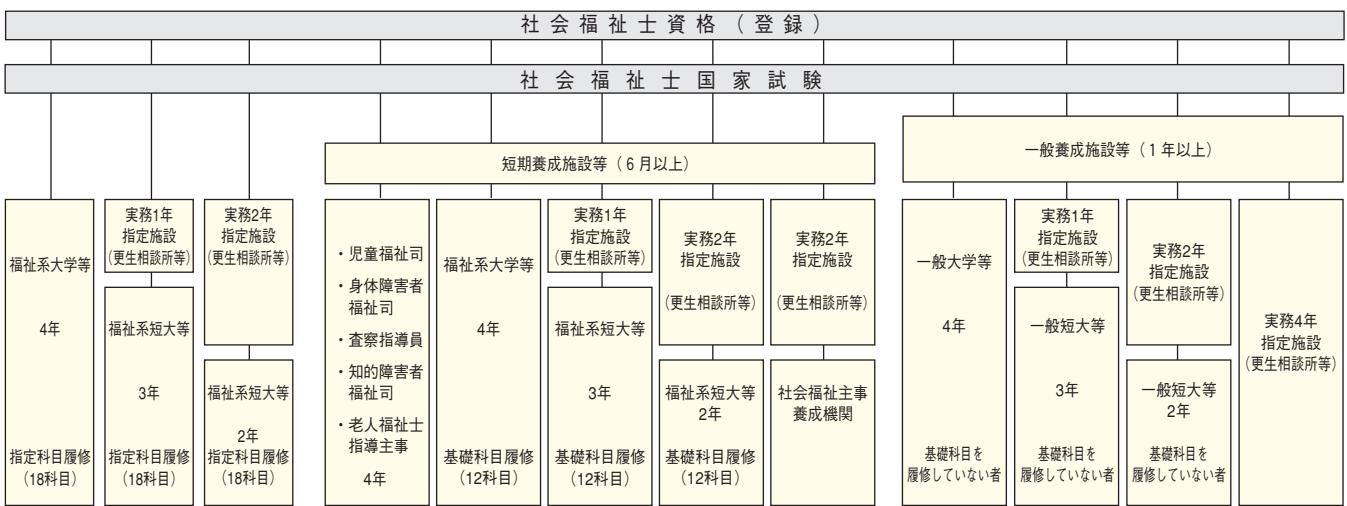
### 社会福祉士及び介護福祉士の概要

#### [社会福祉士とは]

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者である。

大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等で、社会福祉士試験に合格した者が、登録を受けて社会福祉士となることができる。

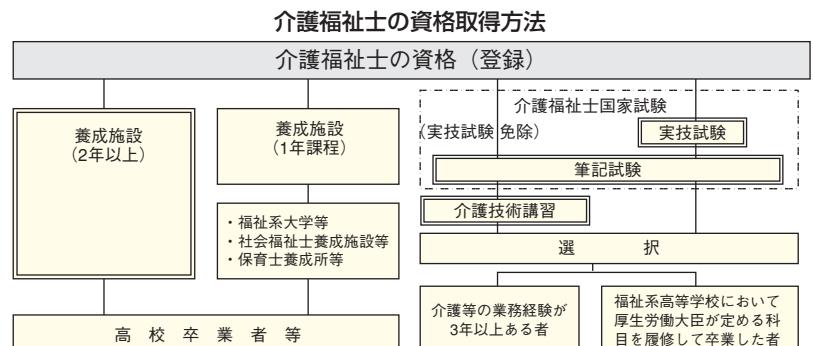
#### 社会福祉士の資格取得方法



#### [介護福祉士とは]

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者である。

高校卒業以上の者で、厚生労働大臣の指定する養成施設を卒業した者及び3年以上介護等の業務に従事し、介護福祉士試験に合格した者が、登録を受けて介護福祉士となることができる。



#### 詳細データ① 社会福祉士国家試験及び介護福祉士国家試験の結果

区分	社会福祉士			介護福祉士		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
第25回(2012(平成24)年度)	42,841人	8,058人	18.8%	136,375人	87,797人	64.4%

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

#### 詳細データ② 社会福祉士及び介護福祉士資格取得者数

	社会福祉士	介護福祉士	国家試験	養成施設
	受験者数	合格者数		
2013(平成25)年度	165,238人	1,181,465人	878,582人	302,883人

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(注) 平成25年6月末現在の登録者

## 民生委員・児童委員

### 概 要

### 民生委員・児童委員の概要

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進するものとして、民生委員法に規定されている。

また、民生委員は、児童福祉法に規定されている児童委員を兼ねることとされており、地域の児童、妊産婦、母子家庭等の生活や取り巻く環境の状況を日頃から適切に把握するとともに、支援が必要な児童等を発見した場合には、相談に応じ、利用し得る制度やサービス等について助言し、問題の解決に努めることとされている。

主任児童委員は、児童委員活動への期待の高まりを受け、児童福祉に関する事項を専門的に担当する制度として平成6年に創設、平成13年には児童福祉法に法定化されている。主任児童委員は、児童委員の中から「主任児童委員」の指名を受け、児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うとともに、区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととされている。

### 詳細データ① 民生委員・児童委員、主任児童委員数

(平成24年3月31日現在)

	民生委員・児童委員	うち主任児童委員
男	91,729	3,397
女	137,781	17,828
合計	229,510	21,225

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成23年度福祉行政報告例」

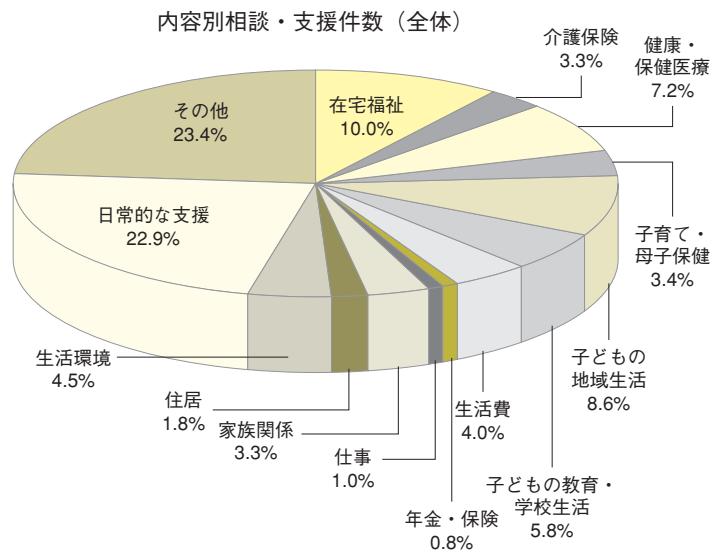
## 詳細データ② 民生委員・児童委員の活動状況

### 民生委員・児童委員全体の活動件数

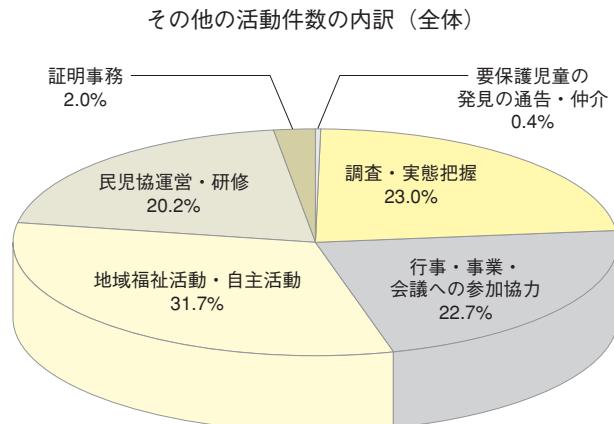
平成23年度の民生委員・児童委員による相談支援件数の総数は710万8,207件で、その内容は以下の表のとおりである。「日常的な支援」及び「その他」を除くと、「在宅福祉」に関するものが10.0%と他に比べて比率が高い。

また、分野別では「高齢者に関すること」が55.4%と半数を超える、「子どもに関すること」が20.1%、「障害者に関すること」が5.7%となっている。

内容別相談・支援件数	
総件数	7,108,207
在宅福祉	708,174
介護保険	233,350
健康・保健医療	510,269
子育て・母子保健	243,681
子どもの地域生活	612,986
子どもの教育・学校生活	411,589
生活費	286,337
年金・保険	54,955
仕事	71,330
家族関係	236,187
住居	128,971
生活環境	319,125
日常的な支援	1,627,184
その他	1,664,069



その他の活動件数	
総件数	26,545,304
調査・実態把握	6,092,472
行事・事業・会議への参加協力	6,015,911
地域福祉活動・自主活動	8,426,269
民児協運営・研修	5,366,564
証明事務	537,489
要保護児童の発見の通告・仲介	106,599



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成23年度福祉行政報告例」

## ボランティア活動

### 概 要

### ボランティア活動の現状

#### [活動者数]

(2009(平成21)年4月現在 全国社会福祉協議会調べ。都道府県・指定都市社協及び市区町村社協ボランティアセンターで登録または把握している人数・グループ)

- (1) 人数 730万人 (1980(昭和55)年度 160万人の約4.6倍)
- (2) グループ 17.0万グループ (1980(昭和55)年度 1.6万グループの約10.6倍)

#### [活動者の構成・内容] (2009(平成21)年9月末日現在)

※以下、すべて個人向け調査

(1) 性別 (%)

男性	女性	無回答
31.0	68.8	0.2

(2) 年齢 (%)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
0.5	3.6	4.5	8.0	17.7	40.9	22.5	2.3

(3) 職業別 (%)

企業(被雇用者)	6.1	定年退職後の方	22.5
公務員	2.9	学生	1.7
団体職員	6.5	仕事には就いていない	5.1
NPO・NGO職員	3.5	その他	7.5
自営業	8.1	無回答	0.5
主婦・主夫(仕事を持っていない方)	35.6		

(4) ボランティア活動の分野(複数回答) (%)

高齢者の福祉活動	44.1	防災、防犯、交通安全などの活動	14.8
障害者の福祉活動	33.4	人権擁護に関する活動	5.9
子育て(乳幼児)に関する活動	17.8	国際交流・国際協力に関する活動	7.6
青少年(児童)の健全育成に関する活動	17.7	まちづくりなどに関する活動	22.5
健康や医療に関する活動	10.0	自治会・町内会・民生委員・児童委員・地区社協等の活動	26.7
教育、文化、スポーツ振興	19.8	その他	11.1
地域の美化・環境保全に関する活動	22.4	無回答	1.6
災害時のボランティア活動	14.7		

(5) ボランティア活動を行っているエリア (%)

小学校区・中学校区などの範囲における活動	14.6	在宅での活動が中心	2.4
市町村全域を範囲とした活動	56.9	活動エリアは特に定まっていない	12.8
市町村域を超えた活動(県域・海外など)	10.3	無回答	3.0

## 生活保護制度

### 概要

### 生活保護制度の概要

#### [生活保護制度とは]

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せてその自立を助長する制度である。

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類であり、要保護者の必要に応じ、単給または併給として行われる。

### 生活保護費の決め方

#### (最低生活費の計算)



・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

#### (収入充当額の計算)

平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額

#### (扶助額の計算)

最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

#### [生活保護の基準]

生活保護の基準のうち、衣食その他日常生活の需要を満たすための生活扶助基準については、一般国民の消費動向等に対応して改定するいわゆる水準均衡方式により改定している。

⑧

社会福祉・  
援護

### 世帯類型別生活扶助基準（平成24年度）

(単位：円)

	3人世帯 33歳男・29歳女・4歳子	高齢単身世帯 68歳女	高齢夫婦世帯 68歳男・65歳女	30歳女・4歳子・2歳子
1級地－1	172,170	80,820	121,940	192,900
1級地－2	164,870	77,190	116,460	186,470
2級地－1	157,580	73,540	110,960	178,310
2級地－2	150,270	69,910	105,480	171,880
3級地－1	142,980	66,260	99,990	163,730
3級地－2	135,680	62,640	94,500	157,300

(注) 冬季加算 (VI区×5/12)、児童養育加算及び母子加算を含む。

### 生活扶助基準の推移（各年度4月1日現在、月額）

実施年度	1995年度 (平成7)	96 (8)	97 (9)	98 (10)	99 (11)	2000 (12)	2001 (13)	2002 (14)	2003 (15)	2004 (16)	2005 (17)	2006 (18)	2007 (19)	2008 (20)	2009 (21)	2010 (22)	2011 (23)	2012 (24)
標準級地人世帯	基準額(円)	157,274	158,375	161,859	163,316	163,806	163,970	163,970	163,970	162,490	162,170	162,170	162,170	162,170	162,170	162,170	162,170	162,170
標準級地人世帯	前年比(%)	101.0	100.7	102.2	100.9	100.3	100.1	100.0	100.0	99.1	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 児童養育加算を含まない。

## 詳細データ① 生活保護受給世帯数・生活保護受給者数・保護率、扶助人員と扶助率の推移

最近の全体的な保護動向としては、生活保護受給者数、保護率（人口千人比）は、平成7年度を底に増加傾向で推移している。平成22年度の1か月平均の生活保護受給者数は206万7,244人、生活保護受給世帯数は149万8,375世帯、保護率は16.2%となっている。

(1か月平均)

	生活保護受給世帯数(千世帯)	生活保護受給者数(千人)	保護率(%)	生活扶助人員(千人)	住宅扶助人員(千人)	教育扶助人員(千人)	介護扶助人員(千人)	医療扶助人員(千人)	その他扶助人員(千人)	扶助率(実人員=100.0)					
										生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他扶助
1975(昭和50) 年度	708	1,349	12.1	1,160	705	229	·	785	5	86.0	52.2	16.9	·	58.2	0.4
80( 55)	747	1,427	12.2	1,251	867	261	·	856	5	87.7	60.7	18.3	·	60.0	0.3
85( 60)	781	1,431	11.8	1,269	968	252	·	910	4	88.7	67.6	17.6	·	63.6	0.3
1990(平成2)	624	1,015	8.2	890	730	136	·	711	3	87.7	71.9	13.4	·	70.1	0.3
91( 3)	601	946	7.6	826	681	117	·	681	3	87.3	72.0	12.4	·	71.9	0.3
92( 4)	586	898	7.2	781	646	104	·	662	3	86.9	72.0	11.6	·	73.7	0.3
93( 5)	586	883	7.1	765	639	97	·	659	3	86.7	72.4	10.9	·	74.6	0.3
94( 6)	595	885	7.1	766	645	92	·	671	3	86.5	72.8	10.4	·	75.8	0.3
95( 7)	602	882	7.0	760	639	88	·	680	2	86.2	72.4	10.0	·	77.1	0.3
96( 8)	613	887	7.1	766	649	85	·	695	3	86.3	73.1	9.6	·	78.3	0.3
97( 9)	631	906	7.2	784	669	84	·	716	3	86.6	73.8	9.3	·	79.0	0.3
98( 10)	663	947	7.5	822	707	86	·	753	2	86.8	74.7	9.1	·	79.6	0.3
99( 11)	704	1,004	7.9	877	763	91	·	804	2	87.3	76.0	9.1	·	80.0	0.2
00( 12)	751	1,072	8.4	943	824	97	67	864	2	87.9	76.9	9.0	6.2	80.6	0.2
01( 13)	805	1,148	9.0	1,015	891	105	84	929	2	88.4	77.6	9.1	7.4	80.9	0.2
02( 14)	871	1,243	9.8	1,105	975	114	106	1,003	3	89.0	78.5	9.2	8.5	80.7	0.2
03( 15)	941	1,344	10.5	1,202	1,069	124	127	1,083	3	89.4	79.5	9.2	9.5	80.5	0.2
04( 16)	999	1,423	11.1	1,274	1,143	132	147	1,155	3	89.5	80.3	9.3	10.3	81.1	0.2
05( 17)	1,042	1,476	11.6	1,320	1,194	136	164	1,208	32	89.5	80.9	9.2	11.1	81.8	2.1
06( 18)	1,076	1,514	11.8	1,354	1,233	137	172	1,226	36	89.5	81.5	9.1	11.4	81.0	2.4
07( 19)	1,105	1,543	12.1	1,380	1,262	136	184	1,248	38	89.4	81.8	8.8	11.9	80.9	2.5
08( 20)	1,149	1,593	12.5	1,422	1,305	135	196	1,282	40	89.3	81.9	8.5	12.3	80.5	2.5
09( 21)	1,274	1,764	13.8	1,586	1,460	144	210	1,406	49	89.9	82.8	8.2	11.9	79.8	2.8
10( 22)	1,410	1,952	15.2	1,767	1,635	155	228	1,554	56	90.5	83.7	8.0	11.7	79.6	2.9
11( 23)	1,498	2,067	16.2	1,872	1,742	159	248	1,657	60	90.6	84.3	7.7	12.0	80.2	2.9

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

(注) 「その他扶助人員」は、平成17年度より、高等学校等就学費が新たに創設されたことに伴い増加している。

## 詳細データ② 世帯類型別生活保護受給世帯数の構成比の推移

生活保護受給世帯数を世帯類型別にみると、高齢者世帯が42.6%と最も多い。

なお、高齢者世帯の割合が平成17年に減少しているのは高齢者世帯の定義を、平成16年度までは「男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」としていたものを、平成17年度からは「男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」と変更したことによるものである。

(単位：%)

	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
1975(昭和50) 年度	31.4	10.0	45.8	12.9
80( 55)	30.3	12.8	46.0	10.9
85( 60)	31.2	14.6	44.8	9.3
1990(平成2)	37.2	11.7	42.9	8.1
91( 3)	38.8	10.8	42.7	7.8
92( 4)	40.2	9.9	42.4	7.5
93( 5)	41.1	9.3	42.3	7.2
94( 6)	41.8	9.0	42.1	7.1
95( 7)	42.3	8.7	42.0	6.9
96( 8)	43.2	8.4	41.6	6.8
97( 9)	44.0	8.3	41.0	6.7
98( 10)	44.5	8.2	40.4	6.8
99( 11)	44.9	8.3	39.6	7.1
00( 12)	45.5	8.4	38.7	7.4
01( 13)	46.0	8.5	37.8	7.7
02( 14)	46.3	8.6	36.7	8.3
03( 15)	46.4	8.7	35.8	9.0
04( 16)	46.7	8.8	35.1	9.4
05( 17)	43.5	8.7	37.5	10.3
06( 18)	44.1	8.6	37.0	10.2
07( 19)	45.1	8.4	36.4	10.1
08( 20)	45.7	8.2	35.5	10.6
09( 21)	44.3	7.8	34.3	13.5
10( 22)	42.9	7.7	33.1	16.2
11( 23)	42.6	7.6	32.8	17.0

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

## 日常生活自立支援事業

### 概要

### 日常生活自立支援事業の概要

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とするもの。

#### 1. 対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するために情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行なうことが困難な者）
- イ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

#### 2. 援助内容

ア 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。

- a 福祉サービスの利用援助
- b 苦情解決制度の利用援助
- c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

イ アに伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。

- a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- b 定期的な訪問による生活変化の察知

#### 3. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会である。

ただし、窓口業務は、利用者の利便性を考慮し、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会から委託を受けた市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協）が実施している。

（参考）平成24年3月末現在の実施体制

基幹的社協	857か所
専門員	1,686人
生活支援員	13,353人

#### 4. 実施状況

	延べ相談件数（※）	利用契約件数
平成11年10月～平成12年3月	13,007件	327件
平成12年度	42,504件	1,687件
平成13年度	106,676件	3,280件（対前年度比1.94倍）
平成14年度	159,688件	4,631件（対前年度比1.41倍）
平成15年度	231,898件	6,252件（対前年度比1.35倍）
平成16年度	298,084件	6,488件（対前年度比1.04倍）
平成17年度	402,965件	7,247件（対前年度比1.12倍）
平成18年度	530,871件	7,626件（対前年度比1.05倍）
平成19年度	708,432件	8,580件（対前年度比1.13倍）
平成20年度	879,523件	9,142件（対前年度比1.07倍）
平成21年度	1,021,489件	9,434件（対前年度比1.03倍）
平成22年度	1,157,756件	10,346件（対前年度比1.10倍）
平成23年度	1,241,086件	10,933件（対前年度比1.06倍）
合計	6,793,979件	85,973件

※ 延べ相談件数は、事業内容等に関する問い合わせ、契約締結までの相談及び契約締結後の相談を含むものである。

（参考）

#### 【平成23年度 対象者別契約の状況】

対象者	認知症高齢者など	知的障害者など	精神障害者など	その他	計	うち生活保護
契約件数	6,720	1,603	2,056	554	10,933	4,550
構成比（%）	61.5	14.6	18.8	5.1	100	41.6

資料：全国社会福祉協議会調べ。

## 生活福祉資金貸付制度

### 概 要

### 生活福祉資金貸付制度の概要

【創設年度】 昭和30年度

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

#### 【貸付対象】

低所得者世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯

高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

#### 【貸付資金の種類】

総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援費、就学支援費）、不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

#### 【貸付金利子】

連帯保証人を立てる場合は無利子

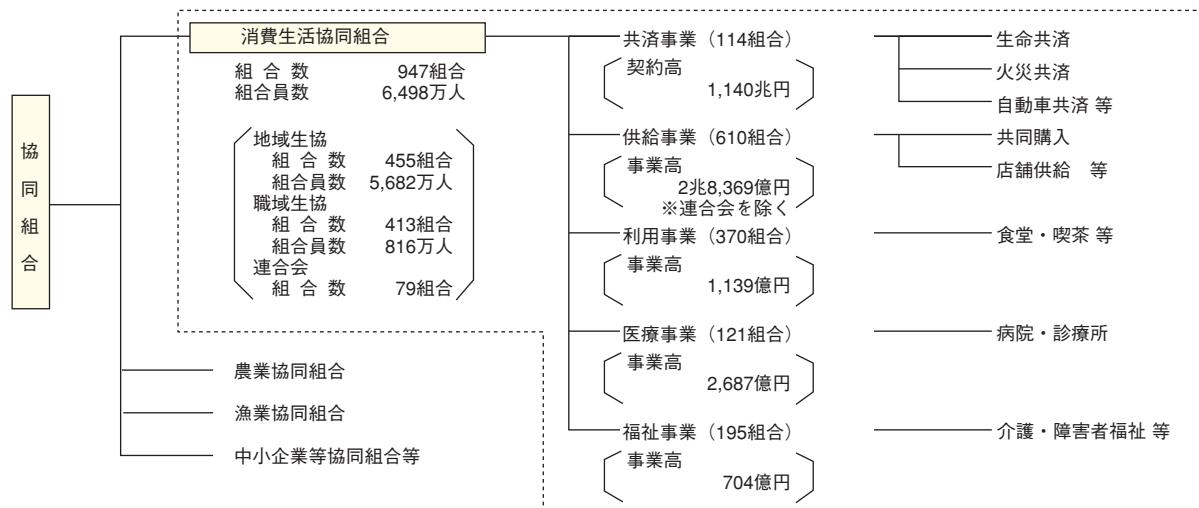
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

〔①緊急小口資金、教育支援資金は無利子  
②不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率〕

## 消費生活協同組合

### 概要

### 消費生活協同組合（生協）の概要

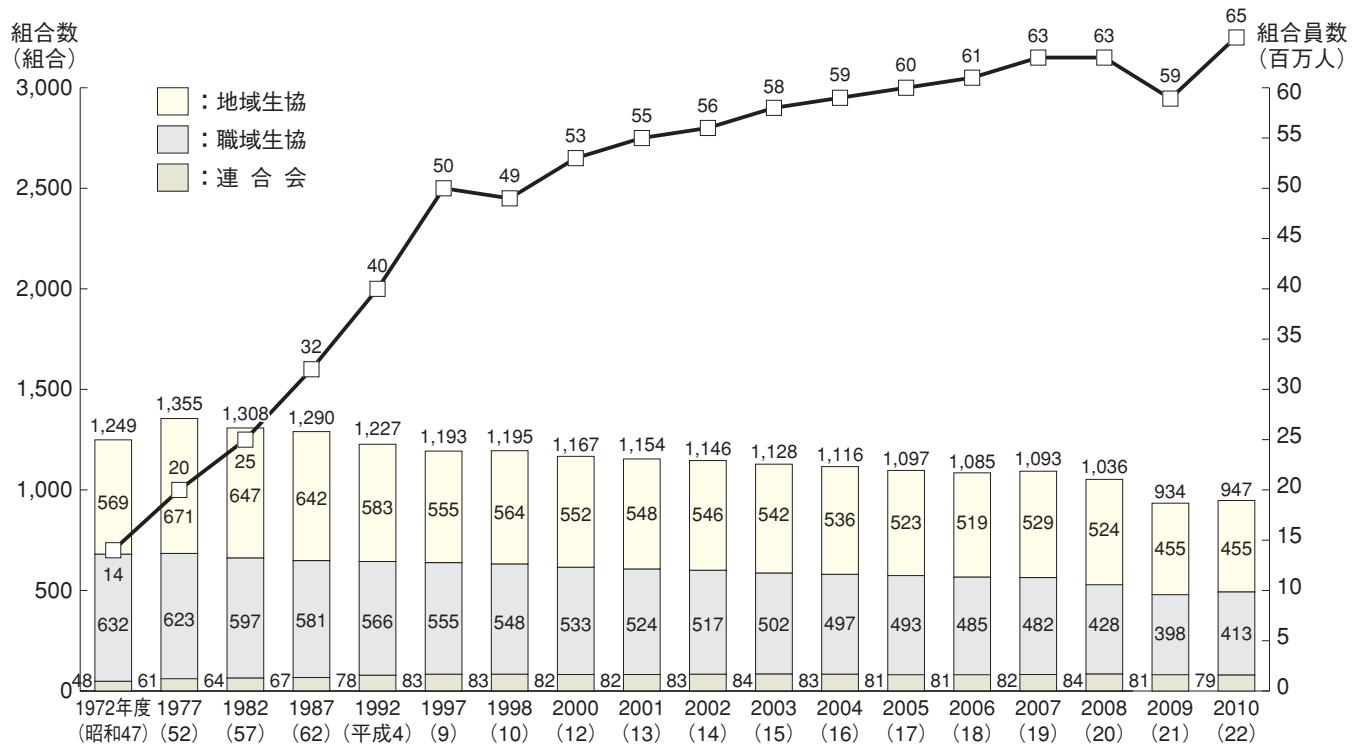


資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年度消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表」

(8)

社会福祉・  
援護

### 消費生活協同組合数等の推移



資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年度消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表」

## 詳細データ① 供給事業の状況

### 1. 実施組合数、事業高等の推移

年度 (平成)	総 数			地 域			職 域		
	組合数	組合員数	総額	組合数	組合員数	総額	組合数	組合員数	総額
18	組合 713	人 28,789,774	百万円 2,913,998	組合 252	人 24,838,798	百万円 2,604,765	組合 461	人 3,950,976	百万円 309,233
19	711	30,060,146	3,023,650	251	26,069,740	2,717,754	460	3,990,406	305,896
20	671	31,810,041	3,002,288	265	28,209,187	2,676,876	406	3,600,854	325,412
21	598	27,889,282	2,700,514	220	24,038,334	2,407,256	378	3,850,948	293,258
22	610	33,091,404	2,836,905	218	29,281,242	2,518,383	392	3,810,162	318,523

(注) 連合会を除く。

### 2. 事業形態別事業高の推移

(単位: 百万円)

年度 (平成)	総 数		地 域					職 域				
	店舗	無店舗	店舗	無 店 舗			その他	店舗	無 店 舗			その他
				総 数	班 配	個 配			総 数	班 配	個 配	
18	1,246,969	1,553,449	1,017,608	1,530,669	738,757	791,912	62,941	229,362	22,780	13,222	9,558	50,508
19	1,267,756	1,625,023	1,041,152	1,601,575	807,503	794,072	75,027	226,603	23,448	15,027	8,422	55,844
20	1,250,196	1,633,874	1,015,707	1,602,303	657,669	944,634	58,865	234,489	31,571	7,542	24,028	59,352
21	1,142,524	1,480,066	911,557	1,456,607	558,221	898,385	38,972	230,967	23,459	10,597	12,862	37,605
22	1,172,386	1,567,110	926,751	1,547,667	960,572	587,095	43,987	246,085	19,443	10,611	8,832	52,995

(注) 連合会を除く。

資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年度消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表」

## 詳細データ② 共済事業の状況

### 1. 実施組合数の推移

(単位: 百万円)

	組合数	契約高	共済掛金額	給付額
1995(平成7)年度	141組合	898,711,222	760,613	343,980
2000( 12)	140	1,324,718,785	1,049,205	514,447
2005( 17)	140	1,122,128,456	1,756,622	675,059
2006( 18)	138	1,146,353,388	1,387,362	681,883
2007( 19)	143	1,160,797,603	1,434,665	741,769
2008( 20)	141	1,242,440,563	1,609,452	922,526
2009( 21)	111	1,258,550,560	1,540,886	615,968
2010( 22)	114	1,268,801,499	1,681,739	824,606

### 2. 主な共済事業の推移

(単位: 億円)

	火災／自然災害			生 命			傷害／交通災害			年 金	
	契約高	掛金額	給付額	契約高	掛金額	給付額	契約高	掛金額	給付額	掛金額	給付額
1995(平成7)年度	1,269,133	953	373	1,070,902	3,761	2,188	376,148	320	164	1,465	156
2000( 12)	872,703	803	262	1,644,684	5,424	2,983	5,616,976	1,265	664	779	337
2005( 17)	2,235,773	1,596	681	2,051,209	9,591	4,221	6,524,814	1,604	896	4,450	753
2006( 18)	2,284,578	1,628	488	2,382,782	9,117	4,422	6,714,138	1,738	973	1,238	840
2007( 19)	2,323,878	1,688	453	2,389,668	9,459	4,894	6,806,360	1,798	1,019	1,158	923
2008( 20)	2,225,461	1,699	1,444	2,354,706	9,980	5,155	6,449,593	1,798	1,041	1,219	1,007
2009( 21)	2,326,022	1,719	349	2,376,989	10,375	3,446	6,521,262	1,715	1,040	1,184	1,085
2010( 22)	2,404,309	1,752	361	2,336,775	9,189	5,308	6,583,269	1,701	1,069	1,162	1,176

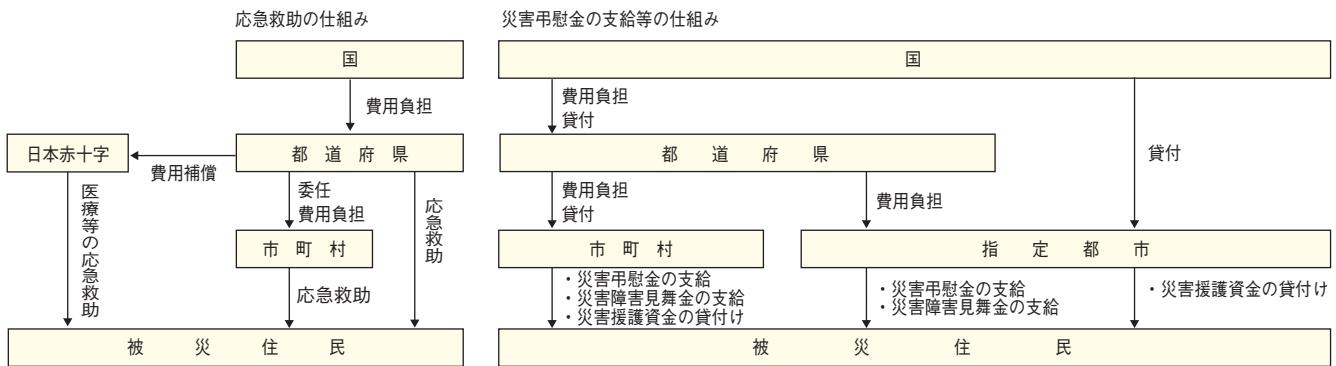
資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年度消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表」

(注) 平成10事業年度以降の交通災害共済事業には自動車共済事業を含む。

## 災害救助と被災者への支援

### 概要

### 災害救助と被災者への支援の仕組み



※「応急救助の内容」：避難所の設置及び運営、応急仮設住宅の供与、食事及び生活必需品の給与、飲料水の供給、医療等

#### [災害救助法]

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合に、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体や国民の協力の下に応急救助を実施することとしている。

#### [災害弔慰金の支給等]

一定規模以上の災害の被災者に対しては、災害救助法による救助のほか、災害弔慰金の支給等に関する法律により、市町村から、災害弔慰金や災害障害見舞金が支給され、また、災害援護資金の貸付けが行われることとなっている。

#### 詳細データ① 災害救助法適用状況（過去10年間）

年 度	2001 (平成13)	2002 (14)	2003 (15)	2004 (16)	2005 (17)	2006 (18)	2007 (19)	2008 (20)	2009 (21)	2010 (22)	2011 (23)	2012 (24)
法適用都道府県延数	2	2	4	22	7	7	5	5	4	15	13	10
法適用市区町村延数	4	2	14	150	38	21	15	11	7	229	60	43

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

#### 詳細データ② 災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	災害障害見舞金	災害援護資金
(対象災害) 下記のいずれかに該当する自然災害 ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害	(対象災害) 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
(支給対象者) 対象災害により死亡した者の遺族 (配偶者、子、父母、孫及び祖父母) ※上記に掲げる者が居ない場合は、兄弟姉妹も支給対象者となる。(東日本大震災より適用)	(支給対象者) 対象災害により重度の障害を受けた者	(貸付対象者) 対象災害により世帯主が負傷を負い、または住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯主 (注) 所得制限がある。
(支給額) ・生計維持者の死亡 500万円 ・その他の者の死亡 250万円	(支給額) ・生計維持者 250万円 ・その他の者 125万円	(貸付限度額の最高額) 350万円 (注) 貸付限度額は被害状況によって異なる。

## 戦中・戦後の労苦継承

### 概 要

### 戦中・戦後の労苦継承

#### ○昭和館

昭和館は、戦没者遺族を初めとする国民が経験した戦中・戦後の生活上の労苦を後世代に伝えることを目的として、1999（平成11）年春に開館した。

昭和館では、当時の国民生活の様子をありのままに伝える実物資料の展示を始め、図書・映像などの閲覧提供を行っている。また、関連施設の情報を幅広く提供する事業も展開している。さらに、年2回開催される特別企画展では、毎回テーマを設定して展示し、戦没者遺族を初めとする国民が経験した生活上の労苦をしのぶことができる。

- ・所 在 地： 東京都千代田区九段南1-6-1
- ・電 話 番 号： 03-3222-2577
- ・ホーメページ： <http://www.showakan.go.jp>

#### ○しょうけい館（戦傷病者史料館）

しょうけい館は、戦傷病者に対する援護施策の一環として、戦傷病者とその家族が経験した戦中・戦後の労苦を後世代に伝えることを目的として、2006（平成18）年春に開館した。

しょうけい館では、戦傷病者やその家族の労苦をありのままに伝える実物資料や証言の展示を始め、野戰病院ジオラマや図書・映像などの閲覧提供を行うとともに、企画展示などを行っている。戦傷病者とその家族が経験した戦中・戦後の労苦をしのぶことができる。

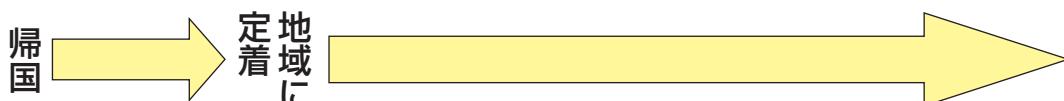
- ・所 在 地： 東京都千代田区九段南1-5-13 共同ビル九段2号館
- ・電 話 番 号： 03-3234-7821
- ・ホーメページ： <http://www.shokeikan.go.jp>

## 中国残留邦人に対する援護施策

## 概要

中国残留邦人に対する援護施策の概要

## 中国残留邦人等に対する支援策



研修施設での支援	中国帰國者定着促進センター（埼玉）	中国帰國者支援・交流センター (全国7ブロックに設置) (北海道、東北、首都圏、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○帰国後6ヶ月</li> <li>○入所施設</li> <li>○集団指導で           <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教育</li> <li>・生活指導</li> <li>・就職相談</li> </ul> </li> <li>○定着後の通信教育 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○永続的に利用可能</li> <li>○通所施設</li> <li>○事業内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に結びつくような日本語習得支援</li> <li>・生活相談や帰國者同士などの交流支援</li> <li>・地域定着後の集中的な日本語学習等を行う自立研修事業（北海道、首都圏）等</li> </ul> </li> </ul>
生活支援	満額の老齢基礎年金等の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても追納を認める。</li> <li>・追納に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。</li> </ul>
	支援給付の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満額の老齢基礎年金については、収入認定除外</li> <li>・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外</li> <li>・住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給</li> <li>・中国語等のできる支援・相談員の配置</li> </ul>
地域での支援	地域での多様なネットワークを活用し、地域で安定して生活できる環境を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助</li> <li>・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者（支援リーダー）の活動費補助 等</li> </ul> </li> <li>○身近な地域での日本語教育支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成</li> <li>・民間日本語学校利用時の受講料補助 等</li> </ul> </li> <li>○自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助</li> <li>○中国帰國者等への地域生活支援プログラムの実施</li> </ul>

## 概要

## 老後の生活支援の概要

### 1. 満額の老齢基礎年金等の支給

特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給することを可能とするため、帰国前の期間を含めた被保険者期間（最大40年）に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し本人に代わって日本年金機構に追納する。（対象者：6,174人 ※平成25年6月末現在）

対象者	中国残留邦人等のうち、以下の要件に該当する者
	1 明治44年4月2日以降出生者
	2 戦後の混乱が概ね収束する昭和21年12月31日以前に出生した者
	3 昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した者
	4 永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有する者 ※これに準ずる事情のある者として厚生労働大臣が認める者を含む。

### 2. 支援給付制度

満額の老齢基礎年金等の支給に加え、世帯収入が一定基準を満たさない場合には支援給付を支給する。  
支援給付は、生活保護の基準を準用する。

### 詳細データ① 被支援世帯数・被支援実人員・給付人員と給付率の推移

(1か月平均)

	被支援 実世帯 数	被支援 実人員 (人)	生活支 援人員 (人)	住宅支 援人員 (人)	介護支 援人員 (人)	医療支 援人員 (人)	その他 人員 (人)	給付率 (実人員=100.0)				
								生活 支 援	住 宅 支 援	介 護 支 援	医 療 支 援	その 他 支 援
2009(平成21年度)	4,699	7,366	7,277	7,039	846	6,513	27	99%	96%	11%	88%	0%
2010(平成22年度)	4,737	7,373	7,273	7,000	969	6,607	32	99%	95%	13%	90%	0%
2011(平成23年度)	4,723	7,315	7,214	6,900	1,085	6,575	37	99%	94%	15%	90%	1%

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

### 詳細データ② 世帯類型別被支援給付世帯数の構成比の推移

	夫婦世帯	本人単身世帯	配偶者単身世帯	その他世帯
2009(平成21年度)	2,489	1,668	194	357
2010(平成22年度)	2,484	1,693	232	301
2011(平成23年度)	2,400	1,689	255	343

資料：厚生労働省支援給付施行事務監査資料

### 【支援・相談員の配置】

支援給付の実施機関に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

### 詳細データ③ 支援・相談員数(人)

2009(平成21年度)	479
2010(平成22年度)	491
2011(平成23年度)	495

資料：厚生労働省調べ

### 3. 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域での支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援することを目的とする。

#### 【対象者】

中国残留邦人等及び中国残留邦人等と日本で生活を共にするために同行帰国した者

#### 【実施主体】

本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む）である。

#### 【実施状況】

	実施率（実施自治体数／全自治体数）
2009(平成21年度)	92%
2010(平成22年度)	89%
2011(平成23年度)	95%

資料：厚生労働省調べ

## 慰靈事業

### 概要

#### 慰靈事業の概要

##### 戦没者追悼式挙行等事業

昭和38年度から、毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館において全国戦没者追悼式を実施している。

また、昭和40年度から毎年春に海外戦没者遺骨帰還等により持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに併せて墓苑に納められている遺骨に対して捧礼を行うために千鳥ヶ淵戦没者墓苑捧礼式を実施している。

##### 戦没者遺骨帰還等事業

昭和27年度から、旧主要戦域に遺骨帰還団を派遣し、海外戦没者240万人（硫黄島、沖縄を含む）のうち平成25年6月末現在、約127万柱の遺骨を送還している。

また、現地の事情に詳しい民間団体等の協力を得て海外未送還遺骨の集中的な情報収集を実施し、遺骨帰還の促進を図っている。

##### 戦没者遺骨に係るDNA鑑定及び遺骨等の伝達事業

遺骨帰還事業により送還した遺骨について、記録資料等により戦没者及び関係遺族を推定できる場合などの一定の要件を満たした場合は、全額国庫負担でDNA鑑定を実施し、身元が特定された遺骨について、遺族へ伝達している。

また、遺留品については遺留品調査を実施して伝達している。

##### 慰靈巡拝事業

昭和51年度から、旧主要戦域や遺骨帰還の望めない地域のほか海上での戦没者の慰靈のため、計画的に遺族を主体とした慰靈巡拝を行っている。

##### 慰靈友好親善事業

平成3年度から、戦没者遺児が、戦争犠牲者という共通の立場から旧主要戦域の関係者と友好親善事業を通じて戦争犠牲者の慰靈追悼を行い、恒久平和を願う事業を行っている。

##### 戦没者慰靈碑の維持管理等事業

旧主要戦域ごとに中心となるべき地域1箇所に建立した戦没者慰靈碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で小規模慰靈碑を建立するなどの事業を行っている。

### 詳細データ① 戦没者遺骨帰還の実施状況

(単位：柱)

地 域	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
旧ソ連〈抑留〉	307	95	219	296	97
モンゴル（ノモンハン）	24	30	14	129	4
樺太	3	—	4	—	2
フィリピン	1,230	7,740	6,289	—	1
ミャンマー	—	—	—	7	—
インド	—	—	—	9	—
東部ニューギニア	114	415	214	171	98
ビスマーク・ソロモン諸島	146	102	165	280	298
西イリアン	108	291	216	—	134
インドネシア(西イリアンを除く)	—	10	—	—	—
サイパン・テニアン	—	49	1	575	202
グアム	—	3	8	—	5
ハワイ	0	0	0	0	1
パラオ	—	2	11	6	8
マーシャル諸島	—	4	—	7	—
キリバス	—	—	5	—	—
ウェーク島	—	—	1	—	3
沖縄	80	173	128	159	103
硫黄島	26	51	822	344	266
その他	0	0	0	0	1
合 計	2,038	8,965	8,097	1,983	1,223

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

## 詳細データ② 戦没者遺骨のDNA鑑定状況

(単位：件)

年度	判明	否定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
計	868	779	1,647

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

## 詳細データ③ 慰霊巡拝の実施状況

(単位：人)

年　度	地　域	参加遺族数
2008（20）	旧ソ連、中国、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ諸島、東部ニューギニア、フィリピン、ミャンマー、マーシャル・ギルバート諸島、硫黄島	351
2009（21）	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、マリアナ諸島、東部ニューギニア、北ボルネオ、ビスマーク・ソロモン諸島	324
2010（22）	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、マリアナ諸島、インドネシア、東部ニューギニア、ミャンマー、トラック諸島、ギルバート諸島	470
2011（23）	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、モンゴル、パラオ、インドネシア、ビスマーク・ソロモン諸島、東部ニューギニア	356
2012（24）	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、マリアナ諸島、東部ニューギニア、北ボルネオ、トラック諸島、マーシャル・ギルバート諸島	394

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

## 詳細データ④ 海外戦没者慰靈碑建立状況

慰靈碑の名称	建 立 地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭46. 3.26
比島戦没者の碑	フィリピン共和国ラグナ州カリラヤ	昭48. 3.28
中部太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国（自治領）北マリアナ諸島サイパン島マッピ	昭49. 3.25
南太平洋戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東ニューブリテン州ラバウル市	昭55. 9.30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市	昭56. 3.28
ニューギニア戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東セピック州ウエワク市	昭56. 9.16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	昭57. 9.30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国マジュロ島マジュロ	昭59. 3.16
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国ペリリュー州ペリリュー島	昭60. 3. 8
北太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国アラスカ州アッツ島（アリューシャン列島）	昭62. 7. 1
第二次世界大戦慰靈碑	インドネシア共和国パプア州ビアク島パライ	平 6. 3.24
インド平和記念碑	インド マニプール州インパール市ロクパチン	平 6. 3.25
日本人死亡者慰靈碑	ロシア連邦ハバロフスク地方ハバロフスク市	平 7. 7.31
樺太・千島戦没者慰靈碑	ロシア連邦サハリン州（樺太）スマルヌイフ	平 8.11. 1
日本人死亡者慰靈碑	モンゴル国ウランバートル市	平13.10.15

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(平成25年6月30日現在)

## 詳細データ⑤ ソ連抑留中死亡者の小規模慰靈碑建立状況

地域	建 立 地	竣工年月
タタールスタン共和国	ロシア連邦タタールスタン共和国エラブガ市	平12. 9
クラスノヤルスク地方	ロシア連邦クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市	平12. 9
ハカシア共和国	ロシア連邦ハカシア共和国チエルノゴルスク市	平13. 9
スベルドロフスク州	ロシア連邦スベルドロフスク州ニージニタギール市	平13. 9
ウズベキスタン共和国	ウズベキスタン共和国タシケント市	平15. 9
ケメロボ州	ロシア連邦ケメロボ州ケメロボ市	平18.10
ノボシビルスク州	ロシア連邦ノボシビルスク州ノボシビルスク市	平19.12
アルタイ地方	ロシア連邦アルタイ地方ビースク市	平19.12
オレンブルグ州	ロシア連邦オレンブルグ州オレンブルグ市	平20.10
グルジア共和国	グルジア トビリシ市	平22. 3
沿海地方	ロシア連邦沿海地方アルチム市	平22.11
アムール州	ロシア連邦アムール州ベロゴルスク地区ワシリエフカ村	平24.11

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(平成25年6月30日現在)

## 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

### 概 要

### 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病または死亡に関し、国家補償の精神に基づき、恩給法による給付を受けている者を除く軍人軍属等であった者またはこれらの遺族を援護する目的で年金等の給付を行う。

対象者	軍人（恩給該当者を除く）軍属及び準軍属で公務傷病等により障害を有する者及び死亡した者の遺族		
	障害給付		遺族給付
援護の内容	障害年金 公務傷病 (2013(平成25)年6月現在) 9,729,100円(特別項症) ~ 961,000円(第5款症)	1,557人	遺族年金 (軍人軍属の遺族) 先順位者 6,616人 後順位者 6,596人 20人
	勤務関連傷病 7,417,100円(特別項症) ~ 743,000円(第5款症)		2,815人 (準軍属の遺族) 先順位者 2,788人 後順位者 27人 (2013(平成25)年6月現在)
	障害一時金 (年金に代え選択した場合)	676人(累計)	公務死亡 先順位者 1,966,800円 後順位者 72,000円 勤務関連死亡 先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円 弔慰金 累計 2,085,118人 額面5万円、年6分の利子付、10年償還の国債

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(注) 受給人員は平成25年6月30日現在。

### 戦傷病者特別援護法による援護

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う。

対象者	軍人軍属及び準軍属で公務傷病等により障害者となった者等で戦傷病者手帳の交付を受けた者			21,428人
援護の内容	1. 療養の給付 2. 療養手当(月額29,400円)の支給 3. 葬祭費(201,000円)の支給 4. 更生医療の給付	503人 1人 15件 0件	5. 補装具の支給及び修理 6. 国立保養所への収容 7. JR無賃乗車船の取扱い	225件 0人 9,863人
	戦傷病者相談員			714人 (平成24年10月1日現在)

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(注) 1. 受給人員等は平成24年4月1日現在または平成23年度の数値。

2. 「援護の内容」の7の人数は引換証交付者数である。

3. 金額は平成25年6月30日現在。

## 詳細データ 特別給付金等

種別	対象	給付								
戦没者の妻に対する特別給付金	妻	20万円 (10年償還、国債)	60万円 (10年償還、国債、継続)	120万円 (10年償還、国債、2回目継続)	180万円 (10年償還、国債、3回目継続)	200万円 (10年償還、国債、4回目継続)				
		昭和38年に措置 支給件数 419,740人	昭和48年に措置 支給件数 388,232人	昭和58年に措置 支給件数 346,558人	平成5年に措置 支給件数 272,118人	平成15年に措置 支給件数 159,642人				
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	妻	10万円(5万円) (10年償還、国債)	30万円(15万円) (10年償還、国債、継続)	60~30万円 (30~15万円) (10年償還、国債、 2回目継続)	90万円(45万円)または60万円 (30万円)または30万円(15万円) (10年償還、国債)	100万円(50万円)または 90万円(45万円)または 60万円(30万円)または 30万円(15万円) (10年償還、国債)				
		昭和41年に措置 支給件数 121,958人	昭和51年に措置 支給件数 102,986人	昭和61年に措置 支給件数 86,723人	平成8年に措置 支給件数 61,997人	平成18年に措置 支給件数 21,749人				
		5万円(2.5万円) (5年償還、国債)	2万円(1万円) (2年償還、国債)	15万円(7.5万円) (5年償還、国債)	15万円(7.5万円) (5年償還、国債)	15万円(7.5万円) (5年償還、国債)				
		昭和54年に措置 支給件数 6,983人	昭和59年に措置 支給件数 7,503人	平成3年に措置 支給件数 1,465人	平成13年に措置 支給件数 394人	平成23年に措置 支給件数 65人				
		平病死した戦傷病者等の妻に対する特例給付								
		5万円(5年償還、国債)	5万円(5年償還、国債)	5万円(5年償還、国債)	5万円(5年償還、国債)	5万円(5年償還、国債)				
		昭和61年に措置	平成3年に措置	平成8年に措置	平成13年に措置	平成18年に措置				
						平成23年に措置				
				支給件数 56,991人						
		(注)( )内の額は軽症者の妻								
戦没者の父母等に支給される特別給付金	父祖父母	10万円 (5年償還、 国債)	30万円 (5年償還、 国債、継続)	60万円 (5年償還、 国債、 2回目継続)	60万円 (5年償還、 国債、 3回目継続)	75万円 (5年償還、 国債、 4回目継続)	90万円 (5年償還、 国債、 5回目継続)	100万円 (5年償還、 国債、 6回目継続)	100万円 (5年償還、 国債、 7回目継続)	100万円 (5年償還、 国債、 8回目継続)
		昭和42年に措置 支給件数 16,675人	昭和48年に措置 支給件数 14,505人	昭和53年に措置 支給件数 10,098人	昭和58年に措置 支給件数 6,596人	昭和63年に措置 支給件数 3,700人	平成5年に措置 支給件数 1,665人	平成10年に措置 支給件数 675人	平成15年に措置 支給件数 223人	平成20年に措置 支給件数 102人
戦没者の遺族に支給される特別慰慰金	子弟姉妹等	3万円 (10年償還、国債)	20万円 (10年償還、国債)	12万円 (6年償還、国債)	30万円 (10年償還、国債)	18万円 (6年償還、国債)	40万円 (10年償還、国債)	24万円 (6年償還、国債)	40万円 (10年償還、国債)	24万円 (6年償還、国債)
		昭和40年に措置 (終戦20周年) 支給件数 664,588人	昭和50年に措置 (終戦30周年) 支給件数 1,008,857人	昭和54年に措置 (終戦30周年の 措置の特例的 措置) 支給件数 117,461人	昭和60年に措置 (終戦40周年) 支給件数 1,297,367人	平成元年に措置 (終戦40周年の 措置の特例的 措置) 支給件数 75,108人	平成7年に措置 (終戦50周年) 支給件数 1,376,789人	平成11年に措置 (終戦50周年の 措置の特例的 措置) 支給件数 58,863人	平成17年に措置 (終戦60周年) 支給件数 1,271,551人	平成21年に措置 (終戦60周年の 措置の特例的 措置) 支給件数 44,453人

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(注) 支給件数は、平成25年6月30日現在。

戦没者の妻などが受けた精神的苦痛を国として慰藉するため、特別給付金として国債を支給している。

また、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年といった機会に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対し特別弔慰金として国債を支給している。